

建設局総務部事業管理担当課長、職員課担当係長、市職建設局支部書記長との予備交渉

令和7年12月17日

「2026年度業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保」及び「労働安全衛生・職場環境改善」に関する申し入れについて（議事録）

【局（事業管理担当課）】

ただ今から予備交渉を始めさせていただきます。

今般、市職建設局支部より、「2026年度業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保」及び「労働安全衛生・職場環境改善」に関する申し入れを行いたい旨、要請があったところである。

「2026年度業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保」については、去る9月17日に、総務局と市職本部間において、令和8年度の要員配置にかかる職員の勤務労働条件に関する交渉が行われ、9月19日付けで総務局より各所属に交渉委任されているところであり、その趣旨に則って対応してまいりたい。

また、「労働安全衛生・職場環境改善」については、大阪市労使関係に関する条例第3条、同規則第4条に規定する交渉事項である。

【支部】

それでは、次の項目について申し入れを行いたい。

(以下、申し入れ内容)

【2026年度業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保】

- ① 2025年度の要員配置については、条例を理由に管理運営事項のもと、職制が自らの判断と責任において行うとしているが、2025年度要員配置において、勤務労働条件に影響を及ぼす事象が発生したのか、明らかにし提示すること。
- ② 2026年度事務事業と業務執行体制については、職員の勤務労働条件を確保するために必要な要員を配置することとし、事業執行にあたっては、業務の選択と集中を図り、管理職が職員へのマネジメントを十分に発揮させ、円滑なコミュニケーションの推進を行うなどして、安心して働き続けることのできる職場環境づくりを実践すること。
また、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は交渉・協議を行うとともに、勤務労働条件に直接的に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編等を行う場合については、「仕事と人」の関係整理の内容について検証するに足る十分な情報提供をすること。
- ③ 都市基盤を構築する建設局事業として、臨海事業や淀川左岸線事業等重要なプロジェクトが進められる中で、膨大な量の業務が進められている。このような長期にわたる事業実施にあたる、機能的・効率的・持続的な業務執行体制について検討し、適切な要員配置を行うこと。また、通常業務としての市民の生活基盤を支える業務への影響が生じることがないように、局として全体事業を見据えた適切な要員を行うこと。
- ④ 大規模災害や感染症等の公衆衛生にかかる行政対応については、業務の継続性を重視した恒常的で実効性のある体制を確保するとともに「非常時」にも耐えうる体制を構築すること。また、被災自治体への支援を行う場合は、「仕事

- と人」への影響を検証し、勤務労働条件に変更が生じる事項は協議を行うこと。
- ⑤ 近年、勤務形態や様々な休暇・休業制度が導入・変更がなされている。職制の責務として、勤怠管理を行うとともに、職員がそれぞれの制度を取得しやすい業務執行体制の構築を図ること。また、働き方改革関連法の施行により、時間外労働の上限規制を超えた場合においては、罰則規制が設けられており、このような労働法制の整備が進む中で、本市における超過勤務命令者は課長代理級となっているが、局としての考え方を示すこと。
 - ⑥ 派遣職員について、クリアウォーターOSAKA(株)および(地独)天王寺動物園等、派遣先において、勤務労働条件に関わる諸課題が発生した場合は、早期解決し派遣職員の勤務労働条件が確保されるよう、事業主との協議を行うと伴に、派遣されている職員の勤務労働条件に影響を及ぼす事象があれば迅速な協議を行うこと。また、派遣対象者に対し十分な説明を行うと伴に、当局からの全派遣対象者に対しても同様の対応を行うこと。
併せて、他都市等への派遣職員については派遣先団体が健康管理を担うことになるため十分に配慮すること。
 - ⑦ 2020年4月から設置されている「会計年度任用職員」については、常勤職員の職務内容・職責と異なる必要があり、常勤職員が担うべき業務には常勤職員を配置すること。
 - ⑧ 法令などにより有資格者等の基準が定められている職場に対して、基準配置はもちろんのこと、業務上必要となる有資格者数の充実を行う等、すべての労働基準が維持できる要員を確保すること。

【労働安全衛生・職場環境改善】

- ① 法令に基づき産業医・安全管理者・衛生管理者の適正な配置を行うこと。資格者(安全衛生管理者等)の配置については、書面にて本人同意を得ること。
引き続き、有資格者の拡充を図ること。
また、産業医・安全管理者は月1回以上、衛生管理者は週1回以上の職場巡視を行い、巡視内容の統一や巡視結果によって改善された事案については、職場・支部へ報告すること。
- ② 職場安全衛生委員会を活用して働きやすい職場環境づくりを実践すること。
- ③ 新規採用者・所属間異動者に対して危険場所等の説明や、酸素欠乏等にかかわる研修を早期に実施し、必要となる保護具の配置や、器具の取扱いについて周知徹底すること。
- ④ 過重労働による健康障害の防止対策について、労働基準法改正に伴う時間外労働時間の上限規定が導入された趣旨を踏まえ、管理職の責務として確実に業務の進捗管理を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現の一環として導入されたテレワークにおいても、職員が通常の勤務と異なる環境で就業するため今まで以上に情報の共有化を図るなどし、時間外勤務の縮減・サービス残業の撲滅を図ること。
- ⑤ クリアウォーターOSAKA(株)および(地独)天王寺動物園においては、法律及び条例の規定に基づき組合員が派遣されているため、組合員の労働安全衛生や職場環境が本市と同等となるよう誠意ある対応を行うこと。
併せて、2024年5月より、石川県能登半島地震への災害支援として長期派遣されている現地組合員に対しては、コミュニケーションを図りながら、健康管

理の徹底を管理職の責務としてマネジメントすること。

- ⑥ 業務上必要となる職員の被服については安全衛生の観点で十分な協議を行うこと。
- ⑦ 年次有給休暇並びに夏季休暇を取得しやすい職場環境づくりを実践すること。
- ⑧ 業務を遂行するうえでの様々な情報について職場内で共有することは、職員が安心して働き、その能力を十分に発揮するためにも重要であると考えている。管理職の責務として職場内で時宜を失することなく情報共有に努めるとともに、常日頃から上司部下、職員間での連携を深めるため円滑なコミュニケーションの推進を行うなどして、安心して働き続けることのできる風通しの良い職場環境づくりを実践すること。
- ⑨ 執務スペースは、職業生活の重要な基礎であるため、事業責任者として事務所衛生基準規則の規定に基づき測定及び点検を実施するとともに、職員が安心して働ける職場環境づくりに取り組めるよう、問題点把握とその改善を行うこと。
併せて、業務執行上必要となる書類など保管スペースについて、書庫等の確保をはかること。
- ⑩ 今年度も組織改編による ATC 庁舎内の執務スペースのレイアウト変更が行われたが、今後も執務スペースにおいて大幅なレイアウト変更等を行う際は、計画が確定次第速やかに事務所衛生基準規則の規定に基づいたレイアウトを提示するとともに、職員の職場環境に著しい影響を伴う場合には交渉・協議を行うこと。いずれにしても、移転作業の実施については、業務繁忙時期を考慮し余裕を持って行うこと。
- ⑪ 建物等に使用されている健康被害の要因となるアスベストについて、事業者責任として把握、管理し、適切な処置を行うこと。なお、アスベスト管理マニュアル（下水道施設編）を遵守し事故防止に努めるとともに、組合員の業務上のアスベストにかかるリスク低減に一層配慮すること。
- ⑫ 2025 年 6 月 1 日より労働安全衛生規則の改正により「職場における熱中症対策の強化について」が施行され、熱中症の症状の悪化を防止するためのとりくみが事業者に義務付けられたことから、労働安全衛生規則を遵守した職場環境の充実を徹底すること。

以上である。

【局（事業管理担当課）】

「2026 年度業務執行体制にかかる勤務労働条件の確保及び労働安全衛生・職場環境改善」の申し入れについて、事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案及びそれに対応する業務執行体制の改編については、管理運営事項であって、職制が自らの判断と責任において行うものであるが、業務執行体制の改編に伴う職員の勤務労働条件については、交渉事項に当たるとして取り扱う。

「労働安全衛生・職場環境改善」については、先程も申し上げたように、大阪市労使関係に関する条例第 3 条、同規則第 4 条に規定する交渉事項であることから、交渉事項にあたるとして取り扱う。

続いて、本交渉の日時、場所、交渉参加予定者について確認する。

【局（職員課）】

本交渉については、令和7年12月23日（火）の午後4時30分から、ATC庁舎5階 建設局第6共通会議室で行うことを提案する。

交渉には、総務部職員課長以下5名を予定している。

なお、うち1名については、交渉議事の記録等を行うため、安全衛生業務を担当する係長級職員を参加させていただきたい。

【局（事業管理担当課）】

ただいま職員課より、時間、場所等の提案があったが、支部側の意見はどうか。

【支部】

支部としては、職員課の提案を了解する。

支部側については、交渉には支部長以下18名を予定している。

【局（事業管理担当課）】

それでは、本日決定した事項について確認する。

令和7年12月23日（火）の午後4時30分から、ATC庁舎5階 建設局第6共通会議室において「2026年度業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保」及び「労働安全衛生・職場環境改善」に関しての本交渉を行うこととする。交渉参加者については、局側は総務部職員課長以下5名、支部側は支部長以下18名とする。これをもって、本日の予備交渉は終了する。